

障がい者割引適用申出書

チョイソコうんぜん
 会員番号

☐登録済み

☐登録中（会員登録申込日：令和 年 月頃）

〒 町
長崎県雲仙市

□代理人：氏名

※裏面の留意事項をご確認ください。

(受付者:)

(裏面)

■留意事項

1. 障がい者割引適用対象者は下記①～⑤の全てに該当する方とします。

①雲仙市民であること

②次の a)～c)のいずれかの手帳をお持ちの方

a) 身体障害者手帳（１・２・３級）

b) 療育手帳

c) 精神障害者保健福祉手帳

③「チョイソコうんぜん」会員規約に同意した会員であること

④「チョイソコうんぜん」における小学生割引及び高齢者（７０歳以上）割引の適用外である方

⑤本留意事項に同意し、申出により割引適用を希望する方

2. 申出から割引適用までに１週間程度の期間を要します。

3. 障がい認定期間を確認するために乗車時に手帳の呈示が必要です。手帳の呈示ができない場合並びに乗車時に認定期間外である場合、割引は適用されず通常運賃での乗車となります。

4. 非会員同乗者には割引が適用されません。

5. 「チョイソコうんぜん」は乗合送迎サービスであるため、他人と同乗する可能性があります。

6. 障がい認定の更新をされた場合には、速やかに更新された手帳の写しを雲仙市政策企画課へご提出ください。

7. 本申出書の内容に疑義等が生じた場合には、必要に応じてご本人・ご家族・関係者等への聞き取りや、市役所関係部局への確認をおこないます。

8. 本申出書の記載内容に誤り等があり、本来割引適用外の方が割引運賃にて乗車していることが認められた場合、故意であるかそうでないか、また、自責か他責かに関わらず、当該期間中の運賃の差額分の支払いを求めます。